



残業代ゼロ法案・一生 派遣の派遣法改悪案、 「戦争立法」断固反対！

70年前、300万人の国民の命を奪った、あの大戦の反省から「戦争放棄」をした日本国憲法がつくられ、歴代の政権もその上で「専守防衛」としての防衛力の整備や安全保障上でのアメリカへの基地の提供としてきた。しかし、安倍政権は、「(戦争に参加できる)普通の国」を旗印に、同盟国に危害が及ぶ時、一緒に戦争に参加することができる「集団的自衛権の行使容認」を昨年「閣議決定」し、その具体的な「戦争立法」を「平和安全法制」と言う名で、15日に国会に上程。夏までに押し通すことをアメリカにも約束するなど、強引な政権の姿勢がじみ出ています。「アメリカの戦争に巻き込まれることはない」など詭弁をつけますが、どこにも縛りがない「内容」なのです。

戦後一人の戦死者も出さず、一人も殺しもしなかつたことは憲法の平和条項があつたからこそです。この「戦争立法」は、まさしく

70年前、300万人の国民の命を奪った、あの大戦の反省から「戦争放棄」をした日本国憲法がつくられ、歴代の政権もその上で「専守防衛」としての防衛力の整備や安全保障上でのアメリカへの基地の提供としてきた。しかし、安倍政権は、「(戦争に参加できる)普通の国」を旗印に、同盟国に危害が及ぶ時、一緒に戦争に参加することができる「集団的自衛権の行使容認」を昨年「閣議決定」し、その具体的な「戦争立法」を「平和安全法制」と言う名で、15日に国会に上程。夏までに押し通すことをアメリカにも約束するなど、強引な政権の姿勢がじみ出ています。「アメリカの戦争に巻き込まれることははない」など詭弁をつけますが、どこにも縛りがない「内容」なのです。

「憲法9条」が壊される

憲法9条をなし崩にするものです。

いま、闘わなければ

また、世界で一番企業が活動しやすい日本をめざすために、延長期間を3年とした派遣法を、派遣社員をとつかえひつかえを条件にすれば一生ハケンが可能な法整備や、企業が残業代を払わなくてよい労働法制の

改悪へ、3度目の上程がされました。財界は歓迎し、「残業代の上限を400万にまで引き下げる」と、要求をするなど、目的をあらわしています。過労死がますます広まりかねない問題であり、平和憲法が壊されかける分岐点でもあり、世論を大きく作り上げる闘いが、労働者・労組に、求められています。

5月11日号の支部ニュースの「記事の表題」が「事実ではない」とし「配布した機関紙の回収と掲示板に貼り出してある機関紙を撤去すること」として、会社から「申し入れ」を受けました。

この問題は、

交通事故を起こした集配課社員への対応の問題で、「7日間の安静加療」の診断書が出てるのに、退院の帰りに郵便局で部長に話すと「内務作業ぐらい出来るだろう」と。機関紙には、「安静」無視して就労指示との表題と病院まで電話させられ、病院から「自分で判断して」との話で、会社から言わればしようがいと、出勤し内務作業。無理な身体を押しての作業で、事故の安静加療の部分が悪化することに。

その上で、「(特別)休暇を申請」「身体が具合悪いから」と「そういう休暇はない」とした、計画の社員と総務社員の対応について副題とし、「なぜ「病休制度」を無いとウソを」とした文言が「事実ではない」との内容です。

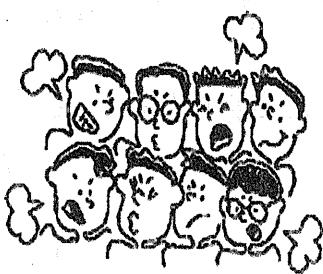
会社は、「内務作業が出来ますか」と「確認」をとったまで、安静加療を無視して就労指示していない。

また、特別休暇を出してきたのであって病休を申請していない。だから、病休が無いなどウソは言ってない。と主張してきた。

組合は、安静加療の診断書が出来ている人に集配部長が「内務作業が出来るだろう」は作業指示に他ならない。また、具合が悪い人「特別休暇」として持っていたときに何の特別休暇かわかるでしょう。それを、病気や怪我で特別休暇は無いと言うことは「病休の制度」が無いと言うことと一緒に、有るのに無いと言うことこそウソでは無いのか、と主張のまま、言い合い、平行線のままで。

このことは、事故を起こしてしまった人への配慮が会社にはあるのか、この一連の事故への対応は、私達にとって「安心して長く働いていける」環境にあるのか、今後も解いていきたい。

(い)



「要求に応じられない」と、文章回答ではなく「口頭」回答、これが会社の誠意か！？

組合掲示板に設置場所変更を求める 要求書

2008年12月千葉県労働委員会において、郵政ユニオン支部(当時、郵産労千葉支部)に組合事務室・掲示板の貸与の「あつせん案」が出され、2009年4月までに設置が認められました。当時の会社との「やりとり」では、私達が求めていた組合掲示板の設置場所は3階エレベーターホールの壁にあった旧全郵政掲示板の場所でしたが、会社は、地労委での「決定」が出る前に急きょ会社で使用するかのように「会社の文書」を貼りだし、別の場所を指定してきました。

組合間差別を認めないという地労委での合意をしておきながら、会社のとった対応は、私達の運動の影響を押し込めようとする敵視した政策であり、当初は蛍光管も間引かれた下の現在の女子トイレの脇したことから、当時のやりとりでも「引き続きエレベーター前への変更を要求していく」としています。

私達は、組合掲示板の設置場所変更を求める要求書を提出します。下記、内容に早急に誠意ある回答と交渉を求めます。

記

1. 郵政産業ユニオン浦安支部の組合掲示板設置場所をJ.P.労組と「同等」の3階エレベーターホールの未使用（ずっと同じポスター掲出）の会社掲示板の場所に移動すること。

以上

5月7日、十一時から2月12日に上げた「要書」の回答と、支部「窓口」を行った。会社側からは総務部長と副部長が参加。回答は、「会社との協議で現設置場所が協議され、合意されたから」と理由で「要求には応じられない」と、総務部長が口頭で読み上げた。組合設置時点の協議でも「設置場所として不満である」として、「変更」を求めていく」としている。そこで、組合側から会社が「要求が上がりつていい」としてある。この要求が上がつて、組合側が「この要求が上がつていい」としてある。

回答、遅くなつた説明もなく

「J.P.労組と同等の場所、女子トイレの脇であり、掲示物を見る環境に相応しいとは言えない」。だからこそ要求している。だ

からこそ要求している。だ

いく話。「設置時の協議の場」で、会社は「最善の場所として考えていい」とし、現行場所を指す

所に「会社の掲示板」を設置し、J.P.労組と同等の場所である二階E・Vホールに組合掲示板の設置場所を変更すればよい

定してきている。だつた

声が上がらなければ構わない

会社 場所の三階E・Vホールの会社の掲示板は、新たに営業用の掲示板など掲出する予定。女性トイレの脇の問題では、女社員が上がつてない。私も見させてもらつていい。

「そういう（入口近くに人がいること嫌だ）声が上がつてない。私が見させてもらつていい。」から、組合は会社が「使用していい」としてある。この要求が上がつていいことか。

が上がつてない」から、組合は会社が「使用していい」としてある。この要求が上がつていいことか。

する反発。この段で、要求の「回答」について、文章回答から「頭回答」にする。どちらともとて、後退だ。

に口頭回答をして、組合間の対応を巡り、どちらともとて、後退だ。

くくはのつで、期な一田ま声場つ後るら取あ回一食道名子にのみのイリングW、新緑の房総をツ

。。

